

	質問	回答
1	<p>松山市庚申庵史跡庭園指定管理者管理業務仕様書 P 5 ⑧施設内事故対応に関する業務について</p> <p>身体障害・財物損壊につきましては、仕様書に準じて見積もりしておりますが建物等管理物件の借家人賠償保険に加入する必要はありませんか？あるようでしたら建物の評価等を教えていただけますと助かります。</p> <p>質問の趣旨 管理者が原因の火災については松山市加入の火災保険では支払われないと思われるため</p>	<p>仕様書 5 ページの「(2)施設の運営に関する業務⑧施設内事故対応に関する業務」は、来園者や指定管理業務として行う講座等の参加者に事故等があった場合に対応するための保険に加入していただく趣旨であり、借家人賠償保険に加入することを求めるものではありません。</p>